

新日本商品株式会社

(平成23年3月期)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称	新日本商品株式会社
代表者名	代表取締役社長 中村 鉄太郎
所在地	東京都中央区銀座三丁目14番13号
電話番号	03-3543-8181(代)
許可年月日	平成23年1月1日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

年月	概要
昭和24年4月	繊維業として東京シルク株式会社を横浜市中区に創業。
昭和43年12月	東京都中央区日本橋浜町2丁目76番地に本社を移転。 (資本金1,000万円) 商号を「新日本商品株式会社」に変更。
昭和44年1月	東京都中央区日本橋堀留町に本社を移転する。
昭和46年1月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、横浜生糸取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)生糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年6月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、東京砂糖取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)砂糖市場、前橋乾繭取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)乾繭市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年8月	新宿支店開設。
昭和47年1月	資本金を8,000万円に増資。
昭和49年2月	資本金を1億円に増資。
昭和50年1月	資本金を1億2,500万円に増資。
昭和50年12月	福島支店開設。
昭和51年5月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京繊維取引所(合併により、現・東京工業品取引所)綿糸、毛糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年6月	新潟支店開設。
昭和52年4月	新宿支店廃止。
昭和52年5月	群馬支店開設。
昭和54年11月	許可更新。
昭和57年11月	水戸支店開設。

年 月	概 要
昭和 58 年 3 月	農林水産大臣より、大阪穀物商品取引所（合併により現・関西商品取引所）農産物市場及び神戸生糸取引所（合併により現・関西商品取引所）繭糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和 58 年 4 月	大阪支店、姫路支店開設。
昭和 58 年 11 月	許可更新。
昭和 59 年 12 月	仙台支店開設。 福島支店廃止。
昭和 60 年 12 月	水戸支店移転。
昭和 62 年 6 月	通商産業大臣（現・経済産業大臣）より、東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和 62 年 11 月	許可更新。
昭和 62 年 12 月	姫路支店廃止。
昭和 63 年 3 月	新潟支店廃止。
昭和 63 年 4 月	新宿支店開設。
平成 2 年 7 月	資本金を 2 億円に増資。
平成 3 年 2 月	群馬支店移転。
平成 3 年 6 月	資本金を 3 億円に増資。
平成 3 年 11 月	許可更新。
平成 4 年 7 月	資本金を 3 億 9, 000 万円に増資。
平成 6 年 6 月	資本金を 4 億 4, 600 万円に増資。
平成 6 年 7 月	資本金を 4 億 5, 700 万円に増資。
平成 6 年 12 月	資本金を 4 億 9, 950 万円に増資。
平成 7 年 5 月	資本金を 5 億 6, 585 万円に増資。
平成 7 年 8 月	資本金を 6 億 1, 585 万円に増資。
平成 7 年 11 月	許可更新。
平成 8 年 8 月	新宿支店移転。
平成 9 年 9 月	水戸支店廃止。
平成 9 年 10 月	渋谷支店開設。 東京工業品取引所毛糸市場の商品取引員受託業務の廃止。
平成 10 年 1 月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 10 年 3 月	大阪支店移転。
平成 10 年 9 月	関西商品取引所繭糸市場及び農産物市場の受託業務の廃止。

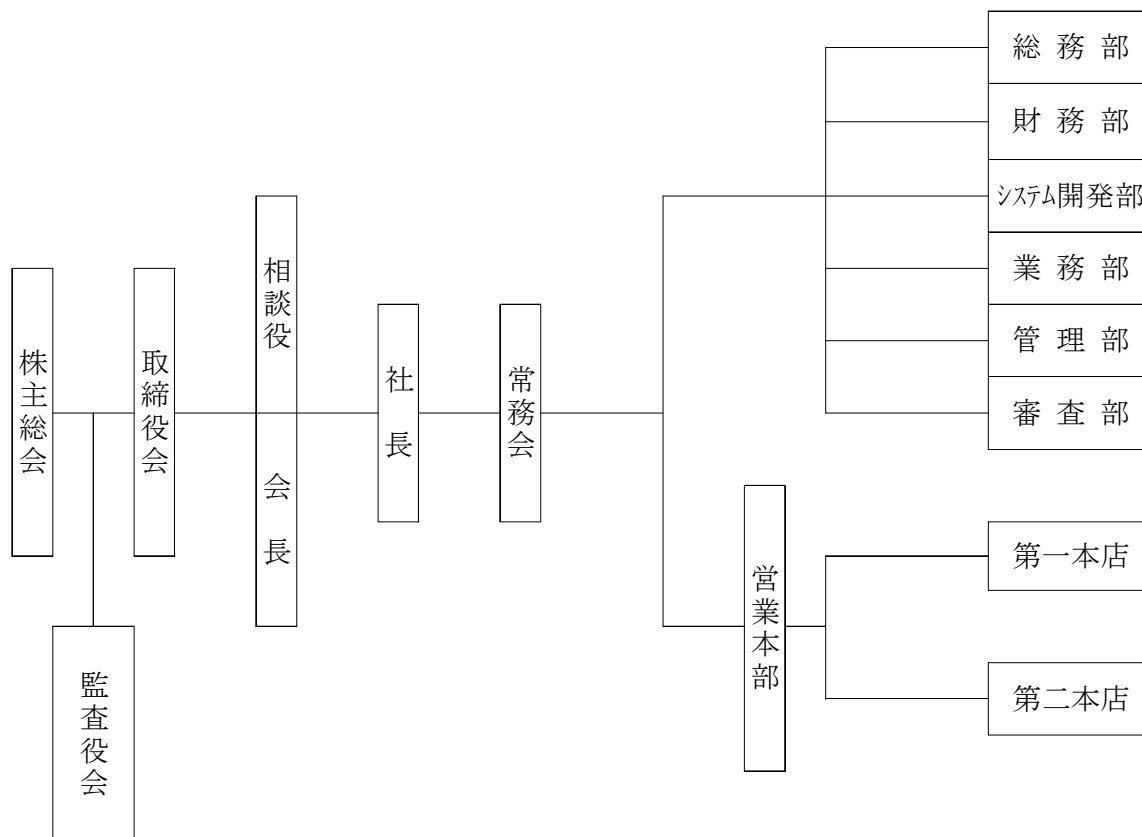
年 月	概 要
平成 11 年 6 月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 11 年 10 月	群馬支店廃止。 東京工業品取引所綿糸市場の商品取引員の受託業務の廃止。
平成 11 年 11 月	大宮支店開設。
平成 12 年 3 月	渋谷支店移転。 東京穀物商品取引所砂糖市場の受託業務廃止。
平成 12 年 5 月	仙台支店移転。
平成 12 年 6 月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 12 年 10 月	外国為替証拠金取引業務開始。
平成 12 年 12 月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、中部商品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 13 年 5 月	大宮支店をさいたま支店に名称変更。 農林水産大臣より、横浜商品取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 13 年 8 月	沼津支店開設。
平成 13 年 11 月	許可更新。
平成 14 年 4 月	名古屋支店開設。
平成 14 年 8 月	銀座支店開設。
平成 15 年 2 月	名古屋中央支店及び盛岡支店開設。 大阪支店移転。
平成 15 年 9 月	金融庁・農林水産省・経済産業省より、商品投資販売業の許可を受ける。
平成 16 年 4 月	盛岡支店廃止。
平成 16 年 12 月	沼津支店廃止。
平成 17 年 3 月	大阪支店移転。 商品取引所法改正に伴い、農林水産大臣・経済産業大臣より商品取引員の許可を受ける。
平成 17 年 9 月	さいたま支店・仙台支店・名古屋中央支店を廃止。
平成 17 年 10 月	経済産業大臣より、中部商品取引所 鉄スクラップ市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 17 年 11 月	関西商品取引所 農産物 繭糸市場 福岡商品取引所農産物の市場会員を脱退。
平成 17 年 12 月	外国為替証拠金取引業務部門の分社化。

年 月	概 要
平成 18 年 4 月	銀座支店廃止。
平成 18 年 6 月	資本金を 10 億円に増資。
平成 18 年 10 月	新宿支店廃止。
平成 19 年 2 月	渋谷支店廃止。
平成 19 年 7 月	中部大阪商品取引所 石油及び鉄スクラップの市場会員を脱退。
平成 20 年 9 月	大阪支店廃止。
平成 20 年 10 月	金融商品取引業を廃止。
平成 21 年 9 月	中部大阪商品取引所 天然ゴム指数市場に受託会員として加入。
平成 21 年 10 月	中部大阪商品取引所 貴金属市場に受託会員として加入。
平成 21 年 11 月	中部大阪商品取引所 天然ゴム指数市場の受託会員を脱退。
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所 日経・東工取商品指数市場に受託取引参加者として加入。
平成 22 年 6 月	中部大阪商品取引所 貴金属市場の受託会員を脱退。
平成 22 年 9 月	名古屋支店廃止。

② 事業の内容（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 経営組織

当社の経営組織は次の通りです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の委託を受けることのできる商品先物取引会社として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、「商品先物取引業」の許可を受けております。

なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
(株)東京工業品取引所	金, 銀, 白金, パラジウム, ガソリン, 灯油, 原油, 軽油, ゴム, 日経・東工取商品指数
(株)東京穀物商品取引所	とうもろこし, 小豆, 一般大豆, Non-GMO 大豆, アラビカコーヒー生豆, ロブスタコーヒー生豆

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。

自己売買業務を上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません

③ 営業所、事務所の状況

名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区銀座三丁目 1 4 番 1 3 号	03-3543-8181

④ 財務の概要

決算年月 平成23年3月期

(a) 資本金	1,000,000 千円
(b) 営業収益	1,017,228 千円
(c) 受取手数料	1,007,926 千円
(d) トレーディング損益	9,302 千円
(e) 経常損益	- 58,069 千円
(f) 当期純損益	- 93,391 千円
(g) 純資産額規制比率	229.9 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式総数 10,490,000株 (平成23年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥ 上位10位までの株主の氏名等

氏名又は名称	保有株式数	割合
那須 睦子	1,539,500 株	20.33%
島津 嘉弘	1,326,100 株	17.51%
大山 和美	694,080 株	9.16%
河内源八郎	652,960 株	8.62%
平川 政人	508,900 株	6.72%
上野 靖雄	403,000 株	5.32%
中村鉄太郎	359,600 株	4.74%
野村 嘉久	334,740 株	4.42%
日野 裕治	332,600 株	4.39%
切山 弘	309,720 株	4.09%
合計 10名	6,461,200 株	85.30%

⑦ 役員の状況

役職名	氏名	代表権 の有無	常勤・非常勤 の別
代表取締役相談役	島津 嘉弘	有	常勤
代表取締役会長	上野 靖雄	有	常勤
代表取締役社長	中村鉄太郎	有	常勤
専務取締役	平川 政人	無	常勤
常務取締役	堀川 貢司	無	常勤
常務取締役	高山 信一	無	常勤
取締役	二ノ宮邦雄	無	常勤
取締役	井尾 義夫	無	常勤
監査役	野村 嘉久	無	常勤
監査役	大西 詳三	無	非常勤
監査役	上浦 隆	無	非常勤

(注) 監査役 大西 詳三 及び 上浦 隆 は、会社法第 335 条に定める社外監査役です。

⑧ 役員及び使用人の数

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	11名	2名	65名	76名
(うち外務員数)	(4名)	(0名)	(49名)	(53名)

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

石油市場、日経・東工取商品指数市場、ゴム市場で伸びたものの、主力の貴金属市場において伸び悩み。その結果、委託売買高は 167,513 枚（前年比 18.5%減）と減少し、受取手数料は 10 億 792 万円（前年比 8.3%減）となりました。

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

ディーリングに関しては、ゴム市場で 21 万円のマイナスとなったものの、石油市場 659 万円、農産物市場 229 万円、貴金属市場において 63 万円のプラスとなり、全体で 930 万円のプラスとなりました。

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

以上の結果、当期の営業収益は、10 億 1,722 万円（前年比 5.6%減）でした。また、名古屋支店廃止を含む経費の削減により、営業費用は 11 億 1,981 万円（前年比 15.7%減）となり、営業損失 1 億 258 万円（前期は 2 億 5,126 万円の営業損失）、経常損失 5,806 万円（前期は 1 億 9,884 万円の経常損失）、当期純損失 9,339 万円（前期は 1 億 5,128 万円の当期純損失）となりました。

事業年度における受取手数料及びトレーディング損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第70期
	(自 平成22年4月 1日) (至 平成23年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	138,701
ゴム市場	17,935
石油市場	57,485
貴金属市場	781,167
日経・東工取商品指数市場	12,636
合 計	1,007,926

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております

(b) トレーディング損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第70期
	(自 平成22年4月 1日) (至 平成23年3月31日)
商品先物取引	
石油市場	6,594
農産物市場	2,293
貴金属市場	630
ゴム市場	-215
合 計	9,302

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別	第70期 (自 平成22年4月 1日) (至 平成23年3月31日)			
	内 訳	委 託	自 己	合 計
商品市場名				
商品先物取引				
農産物市場		51,261	784	52,045
ゴム市場		4,687	300	4,987
石油市場		9,548	394	9,942
貴金属市場		98,882	70	98,952
日経・東工取商品指数市場		3,135	—	3,135
合 計		167,513	1,548	169,061

(注) 売買高には受渡しによる決済数量は含まれておりません。

② 取引開始基準

個人顧客に関する取引開始基準

新日本商品株式会社

当社では次に掲げるお申し込みに必要な条件を満たすお客様に限り、お取引口座開設のお申し込みを受け付けております。当社において口座開設審査を行い、審査結果によっては口座開設のご希望に添いかねることもありますのであらかじめご了承下さい。

尚、当社における審査の結果、お客様のお取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

1. 商品先物取引のリスクや仕組みについて十分な理解があること。
2. 以下の事項に該当しないこと。該当する場合はお取引ができません。
 - ・ 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする者
 - ・ 損失が生ずるおそれがある取引を望まない者
 - ・ 過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れのある者
 - ・ 反社会的勢力に属する者や関与している者
3. 以下に該当する場合は原則、お取引ができませんが、社内手続きにおいて審査した上でお取引をすることができます。
 - ・ 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
 - ・ 年収500万円以上有しない者
 - ・ 75歳以上の高齢者
 - ・ デリバティブ取引の経験がない者
 - ・ 銀行、農業共同組合、漁業共同組合、信用組合、信用金庫などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社などのノンバンクで直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者

- ・ 国、地方公共団体その他公益機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
- ・ 民間企業等の経理、財務担当者で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者

以 上

③ 顧客数

顧客数 477名 (平成23年3月31日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

平成23年3月31日

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	1,521,920	流 動 負 債	1,005,629
現金及び預金	487,432	短期借入金	33,430
預託金	18,600	預り証拠金	922,419
委託者未収金	4,809	未払金・未払費用	25,857
保管有価証券	10,895	賞与引当金	7,215
差入保証金	619,071	未払法人税等	2,719
委託者先物取引差金	345,074	未払消費税等	5,768
未収入金	7,649	その他の流動負債	8,219
その他の流動資産	32,805		
貸倒引当金	△ 4,418	固 定 負 債	208,168
		退職給付引当金	160,492
		商品取引責任準備金	47,675
固 定 資 産	975,038		
有 形 固 定 資 産	52,542	負 債 合 計	1,213,797
建物	20,908		
器具及び備品	27,773	純 資 産 の 部	
土地	3,861	株 主 資 本	1,283,161
		資 本 金	1,000,000
無 形 固 定 資 産	8,229	利 益 剰 余 金	542,597
ソフトウェア	1,395	利益準備金	172,248
電話加入権	6,834	その他利益剰余金	370,348
		任意積立金	463,739
		繰越利益剰余金	△ 93,391
投 資 そ の 他 の 資 産	914,266	自 己 株 式	△ 259,435
投資有価証券	225,921		
関係会社株式	300,000	純 資 産 合 計	1,283,161
長期未収債権	60,867	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,496,959
長期差入保証金	365,942		
その他の投資	31,608		
貸倒引当金	△ 70,073		
資 産 合 計	2,496,959		

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,017,228
受取手数料収入	1,007,926	
売買損益	9,302	
販売費及び一般管理費		1,119,811
営業損失		102,582
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,112	
その他	44,966	46,078
営業外費用		
支払利息	846	
その他	719	1,565
経常損失		58,069
特別利益		
その他	21,318	21,318
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	29,078	
固定資産売却損	7,320	
原状回復費	8,706	
固定資産除却損	7,333	
減損損失	2,218	
投資有価証券売却損	475	
貸倒引当金繰入	500	55,632
税引前当期純損失		92,384
法人税・住民税及び事業税		1,006
当期純損失		93,391

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
			任意積立金	繰越利益剰余金				その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,000,000	171,448	623,500	△ 150,991	643,956	△ 226,380	1,417,576	△ 1,760	1,415,816
当期変動額									—
剰余金の配当(注1)			△ 7,968		△ 7,968		△ 7,968		△ 7,968
当期純損失				△ 93,391	△ 93,391		△ 93,391		△ 93,391
自己株式の取得						△ 33,055	△ 33,055		△ 33,055
欠損金の填補(注1)			△ 150,991	150,991	—		—		—
準備金の積立(注1)		800	△ 800		—		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								1,760	1,760
当期変動額合計	—	800	△ 159,760	57,600	△ 101,359	△ 33,055	△ 134,415	1,760	△ 132,655
当期末残高	1,000,000	172,248	463,739	△ 93,391	542,597	△ 259,435	1,283,161	—	1,283,161

(注1) 平成22年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

計算書類作成の基本となる重要な事項の注記

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(c) 保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の80%～85%

社債（上場銘柄） 額面金額の65%

株券（一部上場銘柄） 時価の70%相当額

倉荷証券 時価の70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(d) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、この変更に伴い、損益計算書に与える影響は軽微であります。

貸借対照表等に関する注記

1 イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

定期預金	250,000 千円
合計	250,000 千円

対応する債務の内訳

短期借入金	33,430 千円
合計	33,430 千円

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	10,895 千円
合計	10,895 千円

ハ. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は、0千円であります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は74,400千円であります。

- 2 有形固定資産の減価償却累計額 68,012 千円
- 3 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として各種コンピューター、通信機器及び車両があります。
- 4 委託者未収金のうち、無担保未収金は、60,152千円であります。また、発生から1年を経過しているものは、投資その他の資産の部に計上しており、その額は、60,867千円であります。
- 5 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

6 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。

この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものです。

7 1株当たり当期純損失 12円16銭

損益計算書に関する注記

1 受取手数料の内訳

商品先物取引	1,007,926 千円
合 計	1,007,926 千円

2 トレーディング損益の内訳

商品先物決済損益	9,302 千円
合 計	9,302 千円

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。

委託者に係る差入保証金・委託者先物取引差金・保管有価証券・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

投資有価証券は、すべて非上場株式で、時価を把握することが困難であります。発行体の財政状況等を定期的に把握する体制としております。

長期差入保証金は、日本商品清算機構・商品取引所への商品先物取引法に基づく預託金です。

預託先ごとに残高を管理するとともに、預託先の状況を定期的にモニタリングし、財政状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	487,432	487,432	——
(2) 差入保証金	619,071	619,071	——
(3) 委託者先物取引差金	345,074	345,074	——
(4) 保管有価証券	10,895	10,895	——
(5) 預り証拠金	(922,419)	(922,419)	——

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 差入保証金、(3) 委託者先物取引差金、(5) 預り証拠金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 保管有価証券

時価については、充用価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式等 ※1	525,921
長期差入保証金 清算預託金・信託金・敷金及び保証金 ※2	365,942

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価していません。なお、非上場株式には、子会社株式 300,000 千円が含まれております。

※2 日本商品清算機構預託の清算預託金 277,544 千円、取引所預託の信託金 10,200 千円については、実質的な預託期間を算定することは困難であります。また、賃貸物件において預託している敷金及び保証金 78,198 千円においても、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

以 上